

平成27年12月7日 開会
平成27年12月17日 閉会
(定例第7回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第83号

平成27年第7回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月19日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成27年12月7日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第7回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成27年12月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月7日 午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第74号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第75号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第10 議案第76号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第77号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第78号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第13 議案第79号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第80号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第81号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第82号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第83号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第74号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第75号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第10 議案第76号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第77号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第78号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第13 議案第79号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第80号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第81号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第82号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岩 田 典 弘君
			書記	杉 谷 元 宏君
			書記	小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊 藤 真君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	清 水 達 人君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	山 口 俊 司君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、平成27年12月定例議会を開催いたします。

開催の前に一言御挨拶を申し上げます。

鳥取県の推計人口が11月27日の人口移動調査の速報で示されております。それによると、11月の推計人口は56万9,977人で、57万人を割ったのは1971年以来となり、人口の自然減に歯どめがかからない状況が続いています。県の人口は、1988年の61万6,371人をピークに減少に転じ、2007年10月には60万人を割り、その後は2010年4月に59万人、2013年4月に58万人を割り込んでいます。また、県内の65歳以上の老年人口の割合も初めて30%の大台に乗り、高齢化が進んでいます。

さて、政府が旗を振る地方創生に向け、県西部9市町村でも人口ビジョンと総合戦略が出そろいました。東京一極集中と人口流出が加速する中、地方の活力を生み出す方向性を示し、5年間で取り組む施政施策が示されています。

南部町では、さまざまな分野の専門家を交えたなんぶ創生100人委員会が戦略案を組み立て、

議会にも説明されています。活力のある町を目指し、住民の方々、行政が一体となった取り組みが求められます。

さて、かつて会見町、西伯町を走行していた法勝寺電車が修復作業を終え、3年ぶりに帰ってまいりました。12月12日の土曜日には内覧会も開催されますので、ぜひお越しいただきたいと思っております。

本定例会におきましては、条例の一部改正、補正予算等の議案を審議していただく予定としております。

後ほど町長から諸議案の内容についての説明がございますが、提出されております各議案に対しまして慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりましたが、議員の皆様方におかれましては、御精励賜り、町民の皆様への負託にさらに応えられますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動、議会活動を通じまして町政の推進に何かと御尽瘁をいただいております。おかげさまで今日まで9月議会以降、大きな事件も事故もなく、順調に町政は推移をいたしておりますことを御報告申し上げます。

ただ、火災が2件ございました。1件は、9月28日、高姫のティー・エム・エスのリサイクル施設で堆積くずが自然発火をいたしまして、消防団の出動をお願いしまして大きなことにはならずにおさまっております。また、11月2日には、南部町伐株の県境域、安来市市域になったわけでございますけれども、軽ワゴン車がタンクから漏れたガソリンに引火いたしまして、1台全焼したというような事件があつておりまして、消防団の出動をいただいておりますが、人命には影響なかったということでございます。2件ございました。

この間、出生されました方が14人、お亡くなりになった方が35人ということで、11月末現在の人口が1万1,246人ということで、先ほど議長の御挨拶にもありましたように微減傾向でございます。高齢化率も33.61%と、徐々に高齢化も進んできているという状況になっております。

本定例会におきましては、平成27年度の一般会計補正予算など、10議案の提案をさせていただきます。いずれの議案につきましても町政の推進にぜひ必要なものだというところでござい

して、全議案とも御賛同いただきまして、御承認をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。開会の御挨拶にかえたいと思います。

午後 1 時 0 0 分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、平成 27 年第 7 回南部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。
11 番、井田章雄君、12 番、亀尾共三君。

日程第 2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、11 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、11 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4、行政報告を行います。
町長より報告を受けますが、この行政報告の内容につきましては、地方自治法第 242 条の 2 に規定されています住民訴訟について触れられております。
真壁容子君、亀尾共三君、植田均君は、本請求者です。同法第 117 条の規定に該当することになります。したがって、同法第 117 条の規定により、真壁容子君、亀尾共三君、植田均

君の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 0 7 分休憩

午後 1 時 0 8 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

最初に、住民訴訟について報告をいたします。

平成 26 年 6 月から 7 月の住民監査請求に係る無償譲渡契約無効確認請求事件、これはゆうらくの建物でございます、及び土地 2 筆無償譲渡損害賠償請求事件の住民訴訟について、去る 10 月 30 日に鳥取地方裁判所において判決がありました。

結果は、無償譲渡契約無効確認請求事件、ゆうらく建物においては、無償譲渡の無効確認及び取り消しを求める部分については原告の訴えを却下、その他については棄却、土地 2 筆無償譲渡損害賠償請求事件については原告の訴えを却下と、いずれも原告の敗訴となりました。

日本の民事裁判の本訴訟では、形式的な要件を備えていないものを不合法として実質審議に入らずに門前払いすることを却下といい、実質的な判断をした上で理由がないとして拒否することは棄却といいます。

本裁判を通じて、南部町が伯耆の国へのゆうらく施設の無償譲渡を行ったこと及び土地の売買に係る処理が法に照らして適切であったと認められたものであると受けとめ、妥当な結果を得たと思っているところでございます。

しかし、原告は、この判決に納得されず、11月11日に控訴をされたと聞いておりますので、上級審において引き続き裁判が継続していくこととなりました。今後、訴状が届きましてから適切に対処していくこととしておりますので、御報告を申し上げます。

2 番、安来市との消防団相互応援協定について御報告申し上げます。

12月1日に島根県安来市との消防団相互応援協定を締結しましたので、御報告いたします。

これは去る 11 月 2 日、午前 0 時 15 分に伐株付近で車両火災が発生しました。119 番の出動要請が米子消防署管内にあったため、南部町消防団が出動したところ、実際は安来市域内での発生であったことから、現場の指揮系統や経費負担などについて協定しておく必要があるとの両

市町の認識で一致し、12月1日付で協定を結んだものです。

協定書の概要につきましては、応援のために要した出動手当、燃料などは応援側が負担することとしております。ただし、応援が長時間にわたる場合の応援側の食糧及び燃料補給については、受援側の負担とするなどの内容となっております。

今回の協定書締結に伴い、火災その他の災害の発生に際し、応急対策活動に係る応援協定を必要とする場合の応援要請及び応援活動にすることができるようになりました。今後、県境域での災害発生に意義あるものと考えています。

3点目でございます。消防庁所有の救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸し付けについてでございます。

消防庁から救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸し付けを受けることが決定していましたが、このたび、12月15日に納車の運びとなりました。つきましては、同日午前10時から南部町消防団への引き渡し式を行うこととしております。新しい車両の導入により消防力のさらなる強化に寄与するものと考えております。以上、行政報告でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長の報告が終わりましたので、ここで真壁容子君、亀尾共三君、植田均君の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時13分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告いたします。

鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会の報告をいたします。

10月23日、定例会が開催されました。

議案第10号として、平成26年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてが提案されました。決算額は、歳入合計68億5,058万7,432円、歳出合計67億8,888万8,178円でありました。提案理由の説明のみで、今定例会で設置されました決算審査特別委員会に付託されました。後日、審査があります。

なお、本会議閉会后、全員協議会が開催され、報告事項として職員の不祥事について、組合規約の一部変更についての報告がありました。

内容ではありますが、職員の不祥事については、県青少年健全育成条例違反容疑として消防職員の逮捕との報告でありました。

規約の一部改正につきましては、南部町議会にも提案されていますが、教材等の貸し付け件数が年々減少している視聴覚ライブラリーを廃止との説明でありました。

次に、町村議会議長全国大会の報告をいたします。

第59回町村議会議長全国大会が11月11日から11月13日の日程で開催されました。

6項目の特別決議、また東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立、地方創生の推進を含む25項目から成る要望と9項目の各地区要望。中国地区からは、中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望がありますが提案され、いずれも全員一致で議決されました。

また同時に、第40回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、要望として豪雪地帯対策の強化、冬季交通・通信の確保を含む8項目が提案され、全員一致で議決されています。

なお、10日には本県選出の国会議員との懇談会、13日には全国過疎地域自立促進連盟総会が開催されています。資料は事務局に閲覧できるようにしてありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

3番目といたしまして、鳥取県町村議会議員研修会の報告であります。

議員研修会は、11月24日に開催されています。

研修内容といたしましては、鳥取環境大学地域イノベーション研究センター長兼人間形成教育センター教授の千葉雄二氏の「～地方創生と地域特性～問題の把握および目標設定とその検証～」。

次に、NHK解説員、これは政治担当ではありますが、太田真嗣氏の「安倍政権の行方と参議院選挙」と題した講演でありました。人口問題、地方創生、安倍政権の支持の推移、安全保障法制の論点等、時節に合った内容でありました。この研修会は全議員対象の研修会であり、議員それぞれの受けとめ方は異なると思いますが、充実した研修会だったと思います。

最後に、鳥取県町村議会議長会行政調査についてであります。11月25日から27日の日程で実施されています。

出席者は、県内全町村議長で、目的として各町村議会の改革、活性化に資するためのものです。

調査先は、長崎県長与町議会、調査の内容といたしまして、議会基本条例を具体化する各種要

綱等の制定状況、議会のネットによるライブ中継の状況であります。

次、長崎県小値賀町議会も訪問いたしました。

内容は、通年議会、子ども議会等、議会活性化の取り組み方、議会からの政策提案の取り組み、若年議員、これは50歳以下であります、報酬にかかわる条例制定、これは50歳以下の議員に対して月額30万円の報酬を実施するというものの条例であります。3月に制定されまして、今4月の選挙から対応されております。事前に報告していた点についての説明を受け、意見交換をいたしました。

なお、資料は事務局にて閲覧できるようにしてありますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

続いて、議員からの報告を受けます。

民生教育常任委員会と教育委員会との懇談会として、3番、米澤睦雄君からの報告を受けます。

3番、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤でございます。去る9月29日、民生教育常任委員会と教育委員会で懇談会を行いましたので、御報告いたします。

当日は、まず、会見小学校を訪問いたしまして、1年生から4年生の授業参観を行い、その後、委員それぞれが1年生から4年生の教室に分かれて児童たちとともに給食の会食を行いました。会食では、児童たちが私たち議員に積極的に話しかけるなど、楽しい時間を過ごしたところでございます。これも地域協働学校の成果なのでしょうか。児童の物おじしない積極的な姿勢に深い感銘を受けたところでございます。

会食後は場所を天萬庁舎に移し、教育委員の皆さんと懇談会を行いました。懇談会では、最初に教育長から「南部町教育行政の今、そして前へ」をテーマに、まち科の取り組み、コミュニティ・スクールの充実強化、小中一貫教育と保育所との連携、これからの学校のあり方、生涯学習施設の進捗状況、全国学力・学習状況調査の状況について基調報告を受け、その後、南部町教育行政の現状と課題について意見交換を行いました。家庭学習、家庭教育、学校統合など、幅広い意見交換ができ、我々議員にとっては大変有意義な時間でありました。今後ともぜひともこの懇談会を続けていきたいと考えているところであります。以上、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告を受けます。9番、細田元教君からの報告を受けます。

9番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 9番、細田です。去る11月16日、

湯梨浜町で鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開催されました。

そこで、後期高齢者医療の保険給付費は、平成20年度の制度発足以来、毎年2から5%程度増加しておりましたが、平成26年度は0.4%と、わずかな伸びとなりました。これは75歳になられる年齢の方が少なく、被保険者数の増加がわずかであったことが影響したものと考えられます。また、平成23年度から取り組んでおります後発医薬品差額通知による後発医療医薬品の利用率の上昇も寄与しているものと考えています。

続きまして、議案第8号から16号までございまして、議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任についての議会の同意を求めるところでございまして、前副連合長、松本昭夫さんが10月31日で退職されまして、その後任に若桜町長で、鳥取県町村会長の小林昌司さんが副連合長に選任されました。皆さんでこれは同意いたしました。

議案第9号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、今現在の監査委員さん、磯江俊二さんが8月2日、4年の任期で満了になりまして、またその後任に同じく識見を有する磯江俊二さんを継続して監査委員に選任したいということで、これも皆さんで同意いたしました。

議案第10号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正についてでございますが、これは平成25年度に地方税法が改正され、延滞金の利率が改正されました。広域連合においても利率の改正を行いました。利率の改正で対応したため、毎年公表される特例基準割合が変更されるたびに条例の改正の必要が生じます。そこで、特例基準割合が変更されても条例改正の必要が生じないように条例を改正するものでございまして、これについても議案第10号は原案を可決されました。

続きまして、議案第11号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての専決処分の報告及び承認でございますが、これは保険料のうち被保険者均等割に係る部分の7割、5割及び2割軽減する措置を講じてますが、消費者物価の比率を考慮し、5割、2割軽減の当該基準の見直しが行われましたということでありまして、議案第11号は承認されました。

議案第12号は、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございますが、これについては26年度医療給付費の負担額が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した費用より多かつたため、5億415万円を返納するものでありましたので、これについては、12号は承認されました。

続いて、議案第13号は、平成26年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第14号、平成26年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、これについては、一般会計は歳入総額が4,560万1,000円、歳出総額が4,252万円となっており、差し引き308万1,000円でございます。

特別会計につきましては、歳入総額が804億94万8,000円に対して、歳出総額が771億165万5,000円で、差し引き額33億781万3,000円と実質収支となっており、これにつきましては賛否がありまして、賛成多数でこれは可決されました。

議案第16号の平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)ですが、これは歳入歳出それぞれ27億9,458万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ812億2,131万9,000円とするものでございますが、これは26年度の市町村負担金、国県負担金の精算に伴う追加納付または返還金それぞれの歳入歳出予算を計上し、財源を組み替え、医療給付準備基金にこれを積み立てるものでございまして、原案が可決されております。

それと、もう1点でございますが、これは日吉津の江田議員からの質疑の中で、ちょっと皆さんに報告したいと思っております。

この平成27年度の保険料均等割軽減拡充により、対象となる人は何人おりますかということでございまして、調査した結果、平成27年11月16日時点で2割軽減の人が75人、5割軽減の方が489人という集計結果が出ていることを報告させていただきます。

それと、これも私も初めて知りましたが、国民健康保険では短期保険証及び資格証というのは聞いておりましたが、この後期高齢者でも同じことがありまして、鳥取県全体では後期高齢者医療の資格証明書の発行はございませんでした。

短期被保険者証は、鳥取県全体では被保険者数が8万9,341人の中で、172名の方が短期保険証を交付されておられました。鳥取市が60名、米子市が56名、倉吉市が10名、境港市が17名、岩美町が2名、智頭町が3名、八頭町が3名、三朝町が1名、湯梨浜町が4名、琴浦町が3名、北栄町が5名、大山町が6名、伯耆町が2名でありまして、我が町南部町は、そういう方はございませんでした。こういうことが初めてで私もちょっとびっくりいたしましたけども、そういうことで報告させていただきます。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 報告第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、報告第10号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条……。

○議長（秦 伊知郎君） 第10号……（「第10号」と呼ぶ者あり）

○副町長（陶山 清孝君） 失礼しました。前後、間違えておりました。報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

めくっていただきますと専決処分書が出てまいります。読み上げます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をする。

処分日は、平成27年11月4日でございます。

和解の相手は、南部町内の方でございます。損害賠償額は、9万7,000円。

和解の趣旨を読み上げさせていただきます。平成27年9月2日、南部町内の個人が運転する自動車が町道中尾原線から隣接する自宅敷地内に進入する際に、道路側溝に設置してあるグレーチングぶたが車両の荷重ではね上がり、側溝から外れ、側溝に車輪が落ち、車両下部を破損させました。グレーチングぶたが軽く、はね上がりやすい構造だったことが事故原因と考えられる。このため、和解の相手方に修理に要した費用相当額9万7,000円を賠償金として支払い、和解しようとするものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第10号を終わります。

日程第7 報告第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、報告第11号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続きまして、報告第11号を報告いたします。専決処分の報告に

ついて。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

めくっていただきまして、専決処分書をごらんください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、深埜池外造成工事に関する変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分をする。

専決日は、平成27年11月26日でございます。

契約の目的、深埜池外造成工事に関する変更契約の締結。契約の金額、変更前6,890万4,000円、変更後7,125万3,000円。契約の相手方、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、株式会社ティー・エム・エス、代表取締役、別所一生。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第11号、専決処分の報告についてを終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第8 議案第74号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第74号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第74号、南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、米子市西福原4丁目8番2号。氏名、板真悟。生年月日、昭和52年2月9日生まれでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対しまして質疑はありますか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。ちょっとお伺いいたします。

この方は、住所が米子市ですので、恐らく教育委員には住所要件はないと思いますが、なぜこの方を任命されたのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 住所要件がないということでございまして、フリーの立場で選任をさせていただきます。この方は、御承知だと思いますけれども、スポnetなんぶにお勤めございまして、毎日子供たちと接しておられる方でございます。御本人さんもお子様をお持ちだということでございまして、そういうことから適任だというように判断したわけでございます。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第74号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第74号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議があります。御異議ありますので、起立によって採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第75号 から 日程第17 議案第83号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第9、議案第75号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてから、日程第17、議案第83号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第75号から日程第1

7、議案第83号までを一括して提案説明いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第75号から御説明いたします。

2ページをお開きください。議案第75号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について。

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、及び次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

鳥取県西部広域行政管理組合におきまして、共同処理事務として行ってきました視聴覚ライブラリーについて、近年の教材等の貸し出し件数が減少している状況を受け、事務の効率性、あり方について検討した結果、平成27年度末をもって廃止する方向とされました。これに伴いまして、鳥取県西部広域行政管理組合規約第3条の規定する共同処理事務から視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を削除する規約変更の協議をすることについて、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

施行日は、4月の1日としておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第76号でございます。鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について。

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関し次の協議書のとおり協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは先ほど御説明いたしました75号と関連しまして、視聴覚ライブラリーの廃止に伴いまして財産処分に関して協議をすることについて、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

教材等の処分については、調書のとおり当該組合で管理するもの、構成市町村で希望があり無償譲渡されるもの、不用の決定、いわゆる廃棄されるものがあります。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、7ページ、議案第77号でございます。南部町税条例の一部改正について。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の

規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、税務関係書類に番号の記載をするようになるため、関係条項を改正するものでございます。

詳細については担当課長から説明させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。議案第77号、南部町税条例の一部改正について、御説明いたします。お手元に新旧対照表がございますので、それをごらんください。このたびの改正は、税務関係書類に個人番号、法人番号を記載できるように該当する条項を改正するものでございます。

では、お配りしております新旧対照表、2ページからごらんください。ずっとめくって行って右側をずっと見ていただきますと、氏名または名称というところにずっとアンダーラインが引いてございます。

10ページまで見ていただきますと、アンダーラインがずっとその該当する箇所に引いてございます。このアンダーラインを引いた場所に、氏名のところに個人番号、名称に法人番号をそれぞれ追加して、税務関係書類に番号が記載できるように新旧対照表の左側のほうのように改正を行うものでございます。

内容については、ずっと同じような改正内容になっておりますので終わりますが、施行日については28年1月1日でございますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続きまして、議案第78号を御説明いたします。11ページをお開きください。南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

次のとおり南部町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは西伯小学校区を対象としております放課後児童クラブについて、新たに法勝寺児童館を活動場所として追加をするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

.....
議案第79号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,162,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成27年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....

5 ページのほうにお移りください。第2表、債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、南部町立学校給食センター調理等業務委託、期間が平成28年度から平成30年度、限度額が1億5,814万5,000円でございます。これは西伯・会見両給食センターの調理業務のほうから28年度から新規となりますので、この関係の業務委託契約を締結するために今年度に債務負担行為をお願いするものでございます。

次、はぐっていただきまして、6 ページでございますが、第3表、地方債の補正でございます。

まず、変更でございますが、広域基幹林道整備事業810万円を610万円減額いたしまして、限度額を200万円。道路整備事業3,840万円を70万円減額いたしまして、3,770万円。西伯カントリーパーク駐車場整備事業1,470万円を190万増額いたしまして、1,660万円。法勝寺電車展示場整備事業1,430万円を110万円減額いたしまして、1,320万円。合計で7,550万円を6,950万円とするものでございます。利率、償還の方法等につきましては変わりございません。これは事業の実績確定により増減を行うものでございます。

次に、廃止でございます。農業基盤整備促進事業570万円、緊急防災・減災事業2,640万円を廃止するものでございます。農業基盤整備促進事業につきましては、今年度実施する事業が起債対象外になったために減額するものでございますし、緊急防災・減災事業につきましては、

消防庁所有の消防ポンプ自動車の無償貸与が決定したために、購入のほうを見送ったために減額となるものでございます。

14ページのほうにお移りください。歳出でございます。今回は、給与費関係につきましては、職員の異動等を反映したものでございますので、説明は省略させていただきます。ほかに主だったものを説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、7、財産管理費でございます。650万4,000円を増額いたしまして、1億2,805万4,000円とするものでございます。主に番号法の関係で電算処理事務費でございますが、中間サーバーのプラットフォームによる負担金が発生いたしますために、650万4,000円を増額するものでございます。これは10分の10の補助でございます。

次、8目基金管理費でございますが、623万1,000円を増額いたしまして、4,837万1,000円とするものでございます。がんばれふるさと寄付金事業のほうの申し込みが多くなったために、その報償費等を増額するものでございます。

次、9目企画費でございますが、184万7,000円を増額いたしまして、4億3,921万4,000円とするものでございます。主に空き家一括借上げ事業のほう、改修の建物のほう、ふえました関係で増額するものでございます。

次、15ページのほうでございますが、諸費として993万9,000円を増額いたしまして、1,798万5,000円とするものでございます。これは償還金のほうでございます。大きなものとしたしましては、福祉事務所の関係の償還金でございます。生活保護の国庫負担金、それから障害者自立支援給付の国庫負担金等の返還金が多く発生したために、増額するものでございます。

はぐっていただきまして、17ページでございます。3款1項1目民生費の社会福祉総務費でございます。504万3,000円を減額いたしまして、3億4,092万3,000円とするものでございます。主に下段のほうになりますが、しあわせの管理事業といたしまして工事請負費のほうを計上しております。これはプールのろ過装置のほう、タンクにちょっと水漏れが発生いたしまして、タンク交換の費用でございます。それから、地域包括ケアシステム構築事業でございますが、報酬のほうを減額しております。専門的職員、非常勤職員の配置を取りやめたために減額ということでございます。

次、はぐっていただきまして、18ページでございます。3款1項7目少子化対策費でございます。420万円を増額いたしまして、3,073万4,000円とするものでございます。三

世代同居支援事業ということで9月補正でも行いましたが、このときの見込みをさらに超えて申請が見込まれますために増額をするものでございます。

19ページのほうですが、4款5項1目上水道費でございます。889万円を増額いたしまして、1億6,393万7,000円とするものでございます。上水道事業の負担金ということで、簡易水道の高料金対策に係る経費に対します水道事業会計への繰出金でございます。

次、20ページでございますが、5款1項9目農地費でございます。2,719万3,000円を増額いたしまして、7,756万4,000円とするものでございます。増額の主なものでございますが、農地中間管理機構集積協力金交付事業ということで、農地を集約するために農地を貸し出した場合に農業者に協力金が支払われますが、新しい法人ができた関係で集約面積がふえたということで、増額となっております。

次の21ページでございますが、5款2項2目林業振興費でございます。969万1,000円を減額いたしまして、4,184万2,000円とするものでございます。主に事業の確定でございますが、造林事業のほう、203万4,000円の減額、鳥獣被害防止対策のほうは実施予定の集落が実施をしなくなったために減額、広域基幹林道のほうは県事業のほうが減額となりました関係で負担金のほうが減ったということ、それからナラ枯れ対策事業につきましては、調査の結果、駆除木のほうがふえたために増額をしております。

下段のほうですが、7款2項2目道路新設改良費でございます。790万円を減額いたしまして、1億5,420万6,000円とするものでございます。町道の関係で、町道法勝寺鍋倉与一谷線改良事業の鍋倉でございますが、工事の見直しによります事業費の変更によりまして減額、橋梁長寿命化改修事業につきましては、道路ストック点検事業のほうが減額になりました関係で、同じ交付金を使います橋梁長寿命化のほうに事業を割り振って実施しております。これが大きな増額となっております。あと、町道原奥絹屋線につきましては、県の工事の調整の結果、29年度に工事を着手することになったために減額となっております。

22ページのほうですが、道路ストック点検事業でございます。これが対象物件の減少によりまして事業費のほうを減額しております。

中ほどですが、7款5項1目公園管理費でございます。128万2,000円を増額いたしまして、3,121万9,000円とするものでございます。西伯カントリーパークの駐車場整備事業のほうでございますが、安全・防止のための柵を設置する関係で増額をしております。

下段のほう、8款1項1目非常備消防費でございます。2,448万8,000円を減額いたしまして、2,879万3,000円とするものでございます。これは消防ポンプの自動車のほ

うですが、消防庁よりポンプ車の貸与が決定いたしました。この関係に係る経費を減額しております。

23ページでございますが、9款1項2目事務局費でございます。101万7,000円を増額いたしまして、9,679万2,000円とするものでございます。主な増加といたしまして児童生徒就学援助・奨励事業でございますが、要綱改正等により申請がふえたこと、それから高校等通学定期券助成事業ですが、回数券のほうを対象としたために増額したものでございます。

次に、9款2項1目学校管理費でございます。183万5,000円を減額いたしまして、2億4,773万1,000円とするものでございます。これは小学校の管理費のところでは寄附金がございますが、これは少人数学級の関係の加配教員の負担が計上してあったわけですが、4月1日に転入生がありまして人数がふえた関係で、県費負担となったために不用となりましたので、減額いたしましたものでございます。

次に、25ページのほうでございます。9款5項2目体育施設費でございます。349万5,000円を増額いたしまして、1,208万5,000円とするものでございます。グラウンド管理事業ということで計上しておりますが、会見にあります野球場と町民グラウンドとの間のフェンスが低いために、ボールが町民グラウンドのほうの利用者に当たるということで、この間にフェンスのほうを、ネットを張るものでございます。

10ページのほうにお戻りください。歳入でございます。14款1項1目民生費国庫負担金でございます。88万9,000円を増額いたしまして、3億6,104万6,000円とするものでございます。増加のものとして子どものための教育・保育給付費負担金でございます。これは広域入所の関係がふえました関係で、その国・県に係るものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございます。664万9,000円を増額いたしまして、3,561万3,000円とするものでございます。社会保障・税番号システムの構築の補助金ということで、650万4,000円のほうが主な増加要因でございます。

4目の土木費国庫補助金でございます。1,091万円を減額いたしまして、9,850万7,000円とするものでございます。社会資本整備総合交付金との関係の減でございます。鍋倉と一谷線、原奥絹屋線との関係の減額でございます。

11ページでございますが、15款2項2目民生費県補助金でございます。261万1,000円を減額いたしまして、9,665万5,000円とするものでございます。主な減額に地域における共助の基盤づくり事業補助金ということで、包括ケアシステムの構築事業にかかわります委託費を減額するためのものでございます。

4目の農林水産業費県補助金でございますが、2,644万9,000円を増額いたしまして、2億8,316万4,000円とするものでございます。主なものといたしまして先ほど説明しましたが、農地集積・集約化対策事業費補助金のほうが大きなものでございます。あと、林業費のほうといたしまして、有害鳥獣駆除事業補助金のほうが減額となっております。また、ナラ枯れ対策ということで、このほうが増額となっております。

7目教育費県補助金でございます。82万9,000円を増額いたしまして、1,222万円とするものでございます。鳥取県文化財保存・保護事業費補助金ということで、法勝寺電車の展示場の整備の関係での補助金でございます。

はぐっていただきまして、12ページでございます。19款1項1目繰越金でございます。3,868万円を増額いたしまして、8,951万5,000円とするものでございます。歳入の不足分を繰越金のほうから充てております。

21款1項4目農林水産業債でございます。1,180万円を減額いたしまして、3,510万円とするものでございます。農業基盤整備促進事業債、これは三崎の樋門、それから掛相の大池の改修でございますが、その減額、あるいは広域基幹林道の整備事業の県費負担の減によります減額が主なものでございます。

6目の消防債でございますが、2,640万円を減額いたしまして、1,340万円とするものでございます。これは先ほど消防自動車の関係で減額となるものでございます。

7目の教育債でございますが、110万円を減額して、1億6,760万とするものでございます。法勝寺電車の展示場の関係で補助金が入ってきました関係で起債のほうを減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続けてお願いいたします。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 失礼します。町民生活課長です。私のほうからは南部町国民健康保険事業特別会計についてお諮りいたしたいと思っております。

では、1ページをごらんください。

.....
議案第80号

平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,600,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成27年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....

それでは、4ページをごらんください。先に歳入のほうから説明させていただきます。1款の国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。まず、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、2,896万8,000円を減額し、2億625万3,000円とするものです。

2目退職被保険者等国民健康保険税です。補正額878万6,000円を減額し、1,755万6,000円とするものでございます。

次に、11款繰越金でございます。1項繰越金、1目繰越金でございます。こちらは2,329万9,000円を増額し、2,429万9,000円とするものです。これは前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

続いて、5ページをごらんください。歳出予算でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費でございます。2,800万1,000円を減額し、6,484万3,000円とするものでございます。こちらが予算により減少の見込みが生じたので、減額するものでございます。

続いて、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金でございます。494万2,000円を減額し、1億4,792万8,000円とするものでございます。こちらは平成27年度の納付額の決定により減額をいたします。

続いて、5款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金でございます。こちらが1,184万3,000円を減額し、5,259万円とするものでございます。こちらが平成27年度の納付額が決定しましたので、減額させていただきます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金でございます。こちらが60万円を増額し、135万円とするものでございます。過年度遡及による税の還

付分を増額しております。

3目の償還金でございます。2,883万3,000円を増額し、2,883万4,000円とするものでございます。こちらは26年度の決算の実績報告によりまして、療養給付費等の負担金が確定いたしましたので、償還金が発生したために補正をさせていただくものでございます。

予備費のほうは調整額でございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第81号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

.....
議案第81号

平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月 7日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
4ページをお開きください。初めに、下段の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費1、一般管理費を49万3,000円増額し、1,434万2,000円とするものでございます。これは平成26年度の消費税の確定によりまして、3月に納付いたします27年度の中間支払い額の不足額の補正でございます。

2目維持管理費109万3,000円を増額し、2,920万9,000円とするものでございます。これは需用費の修繕費でございます。クリンピュア西伯の汚水ポンプの更新を109万3,000円増額するものでございます。

上の段の歳入でございますが、歳入といたしまして4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前

年度繰越金でございます。158万6,000円を増額して、158万7,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、水道事業会計の御説明をいたします。議案第82号、平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、平成27年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成27年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、既決予算額2億2,630万1,000円、補正予算額1,201万3,000円、合計2億3,831万4,000円。第1項営業収益、既決予算額1億9,228万2,000円、補正予算額312万3,000円、計1億9,540万5,000円。第2項営業外収益、既決予算額3,401万9,000円、補正予算額889万円、合計4,290万9,000円。

支出。第1款水道事業費用、既決予算額2億2,630万1,000円、補正予算額1,201万3,000円、計2億3,831万4,000円。第1項営業費用、1億8,917万2,000円、補正予算額1,201万3,000円、計2億118万5,000円。

他会計からの補助金。第3条、予算第10条中「1億5,404万4,000円」を「1億6,293万4,000円」に改める。

5ページをお開きください。補正予算の明細書でございます。収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、3目受託工事収益312万3,000円を増額いたしまして、552万3,000円とするものでございます。これは県の工事でございます能竹橋の補修工事、八金砂防工事に伴いまして水道管移設工事が発生しましたので、受託工事として工事収入補償額です。312万3,000円です。

2項営業外収益、3目他会計補助金、補正予算額889万円、合計が1,172万8,000円とするものでございます。これは先ほど一般会計のほうでございました簡易水道事業の高料金対策の繰り出しで、補助金として歳入いたします。

次に最後、6ページをお願いいたします。支出のほうでございます。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費709万4,000円を増額いたしまして、2,013万9,000円とするものでございます。これは上水道の修繕料がことし多くなっておりまして、不足額

として補正するものでございます。

3目受託工事費491万9,000円を増額いたしまして、971万9,000円とするものでございます。これは工事請負費でございまして、先ほどの県工事に伴う受託工事費でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第83号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

予算書1ページをごらんください。総則。第1条、平成27年度南部町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入でございますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益について45万9,000円増額し、25億102万5,000円とするものです。

支出でございますが、第1款病院事業費用、第1項医業費用について69万円増額し、25億59万円とするものです。

2ページをごらんください。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億867万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入でございますが、第1款資本的収入、第1項補助金について99万円増額し、7,178万7,000円とするものです。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費について200万円増額し、2億8,046万2,000円とするものです。

次に、4ページの平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）実施計画をごらんください。収益的収入では、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目他会計補助金に45万9,000円を補正し、支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費に69万円を補正いたします。

5ページをごらんください。資本的収入では、第1款資本的収入、第1項補助金、第1目補助金に99万円を補正し、支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目固定資産購入費に200万円を補正いたします。このたびの補正は、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業に

において採択された事業について補正するものでございます。

詳細は、9ページの平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）見積書をごらんください。収入では、医業外収益において他会計補助金45万9,000円を受けるため、補正いたします。これは当院が鳥取県地域医療介護総合確保基金事業で要望しておりました看護教育実習環境改善施設設備整備事業が採択されたもので、事業費の3分の2が補助されるものです。

支出は、第1款病院事業費用、第1項医業費用の経費において消耗備品費に69万円増額補正いたします。看護学生の実習受け入れの環境を整えるため、ロッカーや机等の備品を購入する費用でございます。

10ページをごらんください。収入では、第1款資本的収入、第1項補助金99万円を受けるものです。こちらは鳥取県地域医療介護総合確保基金事業において在宅医療推進事業が採択されたものです。事業費の2分の1が補助されるものです。この事業では、退院後に自宅での生活をサポートするバスリフトなど、福祉用具や在宅医療で使用する機器を整備し、家庭で実際に購入される前に練習をしていただいて、スムーズな在宅医療への推進を図ることを目的としております。あわせて、用具や機器を患者様の御自宅に運搬するための車両も購入いたします。

次に、6ページのキャッシュ・フロー計算書におきましては、1、業務活動によるキャッシュフローで、当年度純利益が23万1,000円減額となり、43万5,000円となります。

2に投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出が200万円の増額、一般会計及びその他の特別会計からの繰入金による収入が99万円の増額となり、5,295万円となります。

3の財務活動によるキャッシュフローは、変動がありません。

したがって、資金期末残高は1億6,867万9,000円となります。

7ページ、8ページの予定貸借対照表でございます。平成28年3月31日の予定でございます。資産の部でございますが、固定資産、流動資産の合計で42億1,456万8,000円の残額の予定でございます。

また、負債の部で、負債合計が41億8,108万3,000円の残額の予定でございます。

資本の部では、資本金合計は3,348万5,000円となり、負債資本合計は42億1,456万8,000円となります。

以上、審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりましたので、ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時40分にいたします。よろしく願いたします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第 5 4 条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第 7 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について、質問ございますか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 7 5 号については、委員会では教育委員会が上がってきて説明して下さるということですので、町長にお伺いいたします。

西部広域行政管理組合の議会でもお話が出たと思うのですが、視聴覚ライブラリーの廃止、いわゆる視聴覚のライブラリーを公共サービスとして提供することを廃止するということを広域行政管理組合で決めたと。

経過については委員会でお聞きしたいと思うのですが、町長、この視聴覚ライブラリーというのは、歴史的に見ても随分貢献してきたと思うんですね。私たちの子供が小さいときも借りに行っていました。今、DVD等の、CD等の普及があるということが理由の一つかも知れませんが、やはりお金がかかってくるということがあるわけですね。そういう点から見たら、公共サービスを継続し、維持することは、それなりに必要ではないかと思うのですが、視聴覚ライブラリーの廃止に伴って、今後どのような公共サービスを続けていったらいいのかというようなことを広域行政管理組合ではどのようにお話しなされたのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。西部広域行政管理組合の中で、この視聴覚ライブラリーの廃止という提案があったわけでございますけれども、この近年のメディアの発達といいたいでしょうか、そういうさまざまな要因によってだと思っておりますけれども、非常に利用がないということが中心でございまして、これにかわって新たな公共サービスをどうつくっていくのかというような議論はなかったわけでございます。それぞれの自治体でそれぞれのやり方で対応していると。図書館なども随分、いずれの自治体も充実させて、そこでの貸し出しなども行っておるといよ

うな実態もありまして、これだけ利用がなかったらやむを得んのではないかという結論になりました。新たな公共サービスをどう続けていくのかということについては議論がなかったわけでございます。それぞれの町村で対応するということだろうと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それぞれの町村で対応するということなんですけれども、この資料の中には、いわゆるこの機器を無償でもう町村に出しますよというところでの一覧表も出ていますね。

うちの町としては、町長、これに対する公共サービスをどのように充実させていこうと考えていらっしゃいますか。こういうのがなくなったわけですよ。実際、メディアの普及ってすごいですけれども、今のメディアの普及は、使うにはお金がかかるという側面もあるわけですよ。そういう意味でいえば、行政がそこをフォローすることも必要ではないかと思うのですが、何かお考えになっていませんか。

例えば図書館等に普及させる問題とか、今、講演会をするときに映し出すものを借りようと思ったら総務課に行くのかな。そういうことをもう少し住民が借りやすくするような工夫とか、そういうこともあってはいいのではないかと思います。この機会にこれを廃止するに当たって町村でもそのようなことを充実させていこうというお考えありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この廃止に伴ってということは特に考えてはおりませんが、図書館のライブラリーを充実させるというようなことについては、引き続き努力をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと1点だけ教えていただきたいと思いますが、これがもしなくなって、我が町のこういう該当者の方は困るのかなのか。

また、困らないから廃止するんだと思うんだけど、そういう方はほんなら今までどのようにこのようなことでサービスを受けておられるのか、これは福祉事務所のほうだろうか、健福のほうだろうか。

ちょっとこれ、ぱっと聞いただけじゃ、どうして視聴覚の人やちのこういう障がい者に対してのそういうのがなくなるかなと普通、考えたんですけど、今、町長の説明を聞いたら、利用者がもういないということでこういうことになったと思いますけども、ならば我が町のそ

う人やちは、今現在どのようにされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 障がい者ではないです。（「そげか。御免、ほんなら俺の勘違いだった」と呼ぶ者あり）細田……（発言する者あり）（「だけど、わしやちの町が……」と呼ぶ者あり）

答えます。

答弁があります。

教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。ライブラリーのほうの今現在保有をされているもの自体が非常に古いという部分と、16ミリのフィルムなんかも今、ほとんど使うことはないということでありまして、それで今、最近は多いのはやっぱりインターネットからの取得をされたり、そういう格好で学校なんかは活用してるという状況であります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第76号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第77号、南部町税条例の一部改正について、質疑ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この税条例なんですが、内容は先ほど担当課長から説明を受けました。いわゆるマイナンバーに関連して条例を改正するんだということなんですね。

私は、もともとこのマイナンバーについては異議ありと、おかしいと思うんですけども、今、ニュースで盛んに報道されております配布のときのトラブルだとか、あるいはこれを使って犯罪が起こるといような状況があるわけなんです。

この町内でそれ、該当があったかどうかは別として、町長、この制度について国民に対する、町民に対する考えからすれば、どういうぐあいに感触を持っておられるのか。いわゆる所見といいますか、考え、自分はどういう所見を持っておられるかということを伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。法律が制定されまして、相当な準備期間も用意されて、政府のほうでそれなりの広報、公聴、いろいろされたというように思うわけですが、まず配布について受け取り拒否というようなことがたくさん全国的に起こっているというようにもございまして。

それから、いまだにマイナンバー法に反対だというような運動もなされておるというように承知をいたしておりまして、結局、まだ国民の中で理解が行き届いていない状況にあるのではないかなというように感じております。

所見ということですが、やはり法的にそういう法治国家でございますから、法律で制定されたものをやっぱりきちんと適用して、そのことによって暮らしを豊かにしていくと、便利な社会をつくっていくということだろうと、これは民主主義でそういうぐあいに決まったわけですから、我々としては御理解をいただくように努力をしていくということになろうと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、町長から町長の考えというか、それは気持ちというものは聞きました。もちろん法治国家ですから、国が決まったことを、いや、わしは気に食わんけん嫌だというわけにいきませんけども、実はもう一部配布が始まっております、私も受け取りました。

その中で、町内の方でこうおっしゃった方があるんですよ。あれ、やっぱりつくらにゃいけんだけんなあと言いなあ人があって、半ばあの番号が来たら、そのカードはどげでもつくらにゃいけんなというぐあいに感じておられる方もあるようなんですよ。町報でこの間も……。町報で、なんぶ広報だ、あれで一部載っておりましたが、そこら辺はどうでも義務づけなのかと、カードをつくるのがね。そういう誤解を招かれんようなことをすべきだと思んですが、そのことについて、町長、もう一つ、誤解を招かんように努力していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ただいまの亀尾議員からの御指摘にありましたことについては、SANチャンネルのほうで放送するようにしておりますので、1週間。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけお聞きしたいと思います。

亀尾議員とちょっとダブるところもあろうと思いますけども、このごろ、マスコミとかいろんな週刊誌にこのことが載っておりまして、このマイナンバー制度は、喜ぶのは官僚、また職員と。損するのは国民、市民、住民であると、何だい堂々と大きな見出しで出て、それ見ただけで飛びそうですけども、これについて行政として反論なり正論なりをきちっとしていただかないと、こんながいたらまたややこしになりますので、この点についてお願いをお聞きしたいと思います。

(発言する者あり) (笑声)

○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、加藤晃君。

○総務課長(加藤 晃君) 総務課長でございます。いろいろな御意見はあるということは承知しておりますが、やはりこれは最終的には皆さんに公平な政策をやっていくという中で必要なものはやっぱし受け取りながら、それでそれを生かしていきながら、そのための基礎になるものでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思っております。

○議長(秦 伊知郎君) 今、カードのよしあしを問っているわけでありませぬので、その辺を十分配慮して御質問していただきますようによろしくお願ひいたします。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) マイナンバー制度が普及ということが決まってから、税条例の改正なんですけども、お聞きいたします。

私は、決してこのマイナンバーカード制度については賛成するものではありませんし、今からでもいいからできたらやめてほしいと思ってるものですが、そうはいつでも住民に関係があるので、お聞きします。

1つは、先月から今月に入って送られてきてる送達業務なんですけれども、町内ではほぼ行き渡ったのかということと、どれだけ返ってきているか。そのうち拒否された件数が幾らあるのでしょうかというのが1点です。

2つ目、今回改正される条例には、税条例の中の住民税とか固定資産税があるんですけども、この条例を改正することによって、住民がこれまで行っていた手続と異なってしなければならないことというのは何ですか。これがよく聞かれるんですよ、一体、どう変わるのかという点。その点は、本会議場で説明してもらっておいたほうがいいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長(山根 修子君) 町民生活課長です。このたびのマイナンバーカードの配布については、町民生活課のほうに取りまとめております。町内の皆さんにつきましては、おおむね行

き渡ったように聞いております。正確な数字はまだ把握しておりませんが、そのうち返ってきたものが200通を超した数字だったと思います。そのうちに受け取り拒否があったかどうかのところまでは今、集計をしているところですので、まだわかっておりませんので、わかり次第にお知らせしたいと思います。

それから、手続が前と違ってしないといけないことということですが、それぞれの課の仕事によっても違うと思いますが、例えば町民生活課の場合は、住基の移動などが出てきます。そういったときに住民票の移動のいろいろな住所ですとか、お名前ですとか、どちらに移動されるとかというのを書いていただくのとあわせて、マイナンバーのナンバーを書いていただくようになっております。

それで、それをもとにいろいろ作業をするわけなんですけれども、前と違ってしないといけないことといえば、マイナンバーの通知カードにその住民情報、こちらに転入されてきたときには、その裏書きをして正しいものを書き直して交付してあげるようなそういう作業はありますけれども、それは事務上の手続でございます。御本人さんの手続としては社会保障の部分などで、例えば住民票を今まではとってこなくちゃいけなかった、そういったものがマイナンバーを通じて照会できるようになって必要がなくなるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 執行部に求めておきたいのは、委員会、町民生活課ですね、委員会で最近の返ってきた数と、できたら町内で拒否なされたという方が何件いるのか、この対応をどう考えてるのかということについてもお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどの件ですが、例えば今回上がっている条例の税条例で見る限り、先ほど住民にとってどうかというのあったんですけど、住民税、固定資産税の手続で、ここで個人番号ないし法人番号と言っている。これする以上は、手続に来るときには住民が個人番号、法人番号を知らなければいけないのかという問題ですね。それ、どうなんですか。ということは、住民がわしはどげでもええじゃなくて、あの12桁の番号、必ず置いとかないといけないよと書いてあるんですが、それを持ってこないと手続できないのか。それを聞いているんですよ。それについてどうか。それをフォローできるのか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。真壁議員の御質問ですけど、まず税務課が申告に入ったときに、各企業、法人から給与支払い報告書が届いてまいります。その中には、記載するように今回の税条例の改正で一応できるようにしてあります。今度、住民さんが確定申告

に来られた段階では、本人に行き届く給与支払い報告書にはマイナンバーは記載してございません。そのときに確定申告ということになりますと、一応、マイナンバーの番号を申告してもらって、本人確認をして確定申告が確定していくというような格好の事務の流れになっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 簡単に知らない人が自分の番号知らないよと来た場合、どうなるのかということを知っているんですよ。そこですよ。書くようになってます。書くようになってはいるけれども、全ての方々がそれを持ってくるとは限らないわけですよ。それはどうなんですかと知っているんですよ。それがなくて門前払い食らわせるのか。私は、そうはいかないと思っているので聞いてるんですが、そのときどうするのかと聞いてるんです。もう最後の質疑やからちゃんと答えてね。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 一応、受け付けないといけないことになっております、申告においては。ただ、なぜそのようなマイナンバーが記載できなかったかということは聞き取りをして、経過を税務署のほうに報告しないといけないことになっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） マイナンバーに関しては詐欺事件がもう起きております。南部町でもそういうことがないように一つお願いしたいというふうに思うんですが、マイナンバー代行制度という詐欺集団がおるといような話もあります。非常にそういうことで世間を騒がせてくるような気がしております。そこら辺の対策を十分練っていただいて、町民の方に周知をしていただくよう、要望をしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第78号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について、質疑ありますか。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。ことしの春からの課題でした。少し条例も絡めて質問をさせていただきたいと思います。

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3項、地域社会との交流

及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないとあります。この部分でコミュニケーション不足というのを議会から指摘をされたと思います。そしてその後、コミュニケーションを図り、関係者などとあり方検討委員会などを設けられて協議し、提案されていることだと思えます。

今回のこの提案の中で、小学校の授業日というのを大体2時間程度、子供さんを預かり、そして利用されていると思いますが、夏休みなどの長期休暇は、子供さんたちは朝から夕方までおよそ10時間程度そこにおられるわけです。そうしますと、子供さんたちへ遊びの場、スポーツの場、体験学習の場などの場所を確保してあげねばならないと思っております。これは第10条に設備基準というところに書いてありますが、プラザ西伯と比べて旧すみれ保育園に移行するメリットというのは何があるんでしょうか。これをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。プラザ西伯のほうから法勝寺児童館のほうに移行するメリットということでございますけれども、まずこの建物自体が児童福祉の施設であるということがあります。子供のためにつくられた施設ですので、かなり子供の遊びやすい環境を整えております。部屋の数だけでも、旧の呼び名で済みませんが、保育室だけでも6部屋、そのほかに広い遊戯室がございまして、200平米近い遊戯室がございまして。それから、もちろん外の庭に芝生が張ってあるんですけども、そこも約500平米あります。この活動するのに当たりまして、園だけではなく、周りの環境も生かして支援をしていくというのがございまして、その児童館の敷地以外にもまだ周りにたくさんの自然を生かす環境がございまして、そういったところをどんどん利用していただいで、伸び伸びと広いところで運動したり遊んだりしていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。今、白川議員のほうから質問あったんですけども、そもそもこの条例改正について副町長からの説明は、いわゆる今までひまわり学級をプラザ西伯でしとったのに、プラザ西伯に法勝寺児童館を追加するという説明ございましたけど、なぜそういう条例改正をしないといけないのかということがSANチャンネルでテレビを見ている住民の方はさっぱりわかりません。ですから、きちんとそれは説明していただきたいということがまず第1点。

それから、第2点、附則の2項に準備行為というのがありますが、もうこの児童館の部屋の改築については予算措置はなされております、たしか。なぜ、準備行為というのがこの附則に要るのか、これもちょっと説明をお願いしたいと思いますし、こういうのが要るのかどうかということもきちんと調べられて、予算決算常任委員会のときでいいですので、その回答をいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。まず、児童館に新たに今回追加する条例なんですけども、なぜ今、プラザでやっている放課後児童クラブだけではだめなのかということからお話いたします。

現在、最大71名の長期期間、ですから夏休みというぐあいに思っていただければいいんですけども、夏休みには71名までの子供たちを現在の放課後児童クラブは受け付けて、そこで子供たちを、先ほどありましたように10時間の長時間、保育行為をするということになっております。

しかし、これは明らかに人数的に多いのではないかというのが、あり方検討委員会の御提案でもございました。あるべき姿というのは、やはり40人ぐらいだろうというのが有識者の皆様の御意見でございます。これは指導員の皆様とせんだってもお話ししたときに、やはり71人というのは目の行き届く範囲からは少し多いだろうという御意見もございました。そういうことからして、現在のプラザ西伯のよさというものも、近いとか、そういうよさというのも当然ありますので、そうではなくて、長期の場合に児童館がございますので、遊びを中心にいろいろなプログラムを用意いたします。工作だとか、夏休みにしなくちゃいけないような宿題等もできるかもしれません。そういうプログラムを有効に使いながら、71人と中の20人でも、または10人でも、最初の段階ではすみれ保育園で新たにします法勝寺児童館のほうに何名かが移ることによって、双方がより有効な放課後児童クラブの機能を発揮するのではないかというぐあいに思っております。

もう1点、附則の2項でございますけれども、これについては準備行為について御説明しておりませんでした。申しわけありません。この準備行為は、現在、現時点、募集をそろそろやらなくてはいけない時期に来ております。この募集行為を準備行為というぐあいに捉えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤です。もう1点、お願いします。

昨年度のひまわり学級の長期休業中、いわゆる夏休み中ですね、そのときの最大人数をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） すぐ出ますか。出なかったら委員会でもいいですよ。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。昨年度、7月、8月が一番多うございました。66名の受け入れをしております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先日11月30日に全員協議会で、この間の今回提案される条例に至った経過について説明を受けました。それで、私が一番感じたのは、保護者の皆さんからアンケートをとってほしいという要望があって、そのことに町民生活課は約束をしていながらやらなかったということがわかったんですけども、そのときの町長とのやりとりが、やっても結果はプラザ西伯でやってほしいというので、結論は見えているという町長の認識だったんですよ。

それで、今回新たに旧すみれ保育園を学童が使うということに対して保護者の皆さんの理解というのがどこまで進んだのかというのが非常に疑問なんですよ。

それで、そのことに対する町長の基本的な認識と、それからこの間、国政の中でも住民の声と、それから政治がやってる行為に非常に摩擦が起きていますよね、安保法制とか辺野古の新基地建設の問題とかね。民主主義というものが今、問われているんだと思うんですよ。町長の民主主義観についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。私のほうは放課後児童クラブの保護者説明会について、お答えしたいと思います。

11月26日に保護者の皆様に御案内をいたしまして、説明会をいたしました。そのときに町の考え方としまして、保護者の皆さんの御要望に沿った対応をしたいということで、御要望の多かったプラザ西伯の通年利用について、長期利用も含めて今までどおりプラザ西伯で行うことと、あり方検討委員会からは70人というのが適正な人数ではないので、分けて行うという意見を頂戴したので、夏休みの利用の児童さんに限ってですが、児童館併設のクラブで指導員を配置して対応したいということを説明させていただきました。

そのときに意見、伺ったわけですが、その説明会のときに児童館の館長と指導員にも同席はしていたんですが、そのときに館長のほうからも話をしていただいたり、それから児童館と

放課後児童クラブが併設されているDVDがありましたので、そちらを見ていただいて質疑などを受けさせていただきました。

そのときの感触といたしましては、ある程度これはイメージを持っていただけたように感じております。その後、欠席だった保護者の方に文書を送付いたしまして、御意見などございましたら町民生活課のほうまで連絡をいただくようにということを添えて出させていただきました。

きょう現在、そのことに関しまして御異議であったりとか、そういった質問などの御意見も来ておりませんので、大方の方が説明に対して御理解いただけたのではないかなというふうに解釈しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、町政に対する一般質問以外の質問をされてますので、答えられる程度で結構ですので、よろしくをお願いします。（「そんなこと言ったらいけんよ」「それは失礼です」「失言だ」「一番大切な基礎的なところですよ」と呼ぶ者あり）

町長。（「答弁」と呼ぶ者あり）

○町長（坂本 昭文君） あす、あさってですか、真壁議員のほうからこの件について質問、通告いただいておりますので、ほどほどにお答えさせていただきたいというように思いますが、この間の全協のときの植田議員とのやりとりは、あれだけの1,200名余の皆様から要望書や嘆願書をいただいたわけですから、改めてそういうことをせんでも結果は大体見えておることから、そのように申し上げました。結局、町長といたしましては、どうしようかという伺いを立ててからやっているわけではございません。こうすればもっとよくなるだろう、保護者の皆さんに喜んでいただけるだろうという、いわゆるいいだろうという前提で提案をしたわけです。その提案で住民の皆さん方が、これは自分たちの気持ちとはちょっと違うと、よろしくないという御意見が多かったので、今回変えて出しておるということでございます。ですから、民主主義の基本は、国民や住民の皆さんの多数の御意向に従ってやるべきだろうというように今でも思っております。変更させていただいたということで、変更して今回提案しておるということでございますので、いささかもその辺で違いはないというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、十分に保護者の皆さんの意見を聞いたわけではないので断定的なことは言いませんけども、この間のあり方検討委員会がなされた、どちらか一方で行うことは適正な人数でないのでプラザ西伯と法勝寺児童館を併用する、この結論が町長の今回の提案に結びついたんだらうと思うんですよ。

だけでも、私が聞いている範囲では、このことを決して納得しておられる状況にはないというふうに思っています、11月26日に保護者説明会されて17名だったと聞きましたね、たしか。そこで異論が出なかったのでええじゃないかということのようですけども、私は、町はもう児童館の設置の条例もつくったので、そこから離れられんのだなと、もう私たちの声が届かないのかというふうに思いを持っておられる方も多いように聞いているんですけど、その辺を少しは理解をした上なんですかね、よくわからないんですよ。十分聞いたという認識なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。児童館で放課後児童クラブを行うということから離れられないというぐあいにおっしゃいましたけれども、決してそういうことはございません。誰もあそこを利用の申し込みがなかったらできない、しないわけです。よろしいですか。しないわけです。しかし、プラザ西伯で皆さんが全員申し込まれても、キャパの問題から受けられない人も出ますよということです。今、来年の申し込みをとる段階でございますので、そういう準備行為で申し込みをいただいてみて、あっちに全然申し込みがなかったら、する意味がないわけであり、希望がなければですね。あっちがいっぱいだったらこっちでもやる準備はしてありますが、どうですかという話になると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。最後の質問です。

○議員（5番 植田 均君） ことしの当初予算の説明で、法勝寺児童館とひまわり学級を両方使うというところで財源が構成されてましたよね。

私は、今回提案するのは、時期尚早だと思うんですよ。といいますのは、準備行為で皆さんの要望を聞いてみて、それからそういうあっちも使ってもいいというような合意ができたんなら、そこで提案すればいいんだろうと思うんですよ。町の政策形成過程というのが、本当に町長は最初言われましたけども、聞いて政策を立てるわけじゃないと、こういう具体的に、これでどうだといって提案して、それから話が始まるんだということなんですけども、それはちょっと住民との対話が余りにも欠けていると私は思うわけですけど、その辺、反省される考えはありませんか。

（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） やめましょう。町長の、執行部の見解、それと植田議員の見解というのは全くすり合ってません。残念ながら執行部は質問に対して丁寧に答えているというふうに理解をしています。よって、今の質問は却下します。（「どういう理由ですか」と呼ぶ者あり）十分に答えています。（「質問に答え、質問にいい質問……」と呼ぶ者あり）

9番、細田元教君。（「先挙げてるよ」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけお願いしたいと思いますが、私も地域の人から私のほうに提案がございまして、いみじくも30日の全協でもあり方検討委員さんかどうか知りませんけどあったようですが、要は保護者の方もあそこは危ない、危ないということですが、あそこ道が狭くていけんらしいと。あっこへ入る進入路ですね、昔の保育園に入るところの道。あっこをもうちょっと大きく広げて安全的な道の確保をされたら、これは地域の人が言われたんですけど、そのようなことが、考えがおりなのか、しようと思っておられるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。あそこの進入路は以前の保育園のときからずっと利用させていただいております、利用される場合はルールをつくられて利用されておったわけですが、今回改めて児童館として整備をし、放課後児童クラブということで利用するというものによって、そういう意見があるというのはお聞きしております、地権者の方と折衝するようには考えてはおります。全部の拡幅というのは難しい話ではありますが、一部の拡幅というのは話をしてみて、今度検討してみたいというぐあいには考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 行政用語で検討とか、そういうことは今までの経験上、実現したことあんまりないんですけども、地域の人が本当に今まで保育園でずっとやっておられたんですけども、確かに交通上、道が狭いとみんなが注意するんですよ、車も保護者も子供さんも。それでルールを決められたみたいですけど、ここまでなったならば、また町長がこれによってあっこを児童館として長期のときにも利用したいというようになれば、そのようなことを地域住民の方が心配しておられますので、これはしっかり予算措置されて、周りの道路とか田んぼか畑がありますけども、あれを拡幅されてきちとしたことされれば、いつも見守り、声かけ等は地域の方がされておられます。それだけでもう地域の人が喜ばれると思いますので、ぜひとも検討だなしにやっていただきたいということをお願いしたいと思いますけども、町長、いかがですか、これは担……（「町長が答えんといけんな、町長だ」と呼ぶ者あり）ということです。（「疑問点のみ」と呼ぶ者あり）えっ……（「疑問点のみ」「答弁」と呼ぶ者あり）何だあって。（「座ってごちゃごちゃ言わないで答弁」「議長さんが言いなつたがん、疑問点のみ」「議長、早く答弁させないと」「そういうことか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、建設課長……（「要望です」と呼ぶ者あり）今の件について答弁……（「そんなことで何をしたらあかんの」と呼ぶ者あり）

芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。議員さんの言われることは要望としてお聞きはしておきたいというぐあいに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、私たちが本会議で質問するのは、委員会で町長に聞けないからするんです。今回の保育園の問題も検討委員会と子育て会議に出たら、意見は聞くけど最終的には町長が判断すると言っているんです。だから議員がここで聞いているんですよ。これは…

○議長（秦 伊知郎君） 町長は答えています。

○議員（13番 真壁 容子君） だから、どのような質疑であったって、特に私は首長に求めたいのは、困難な質問ほど答えてくださらないと、委員会では困るんですよ。そういうことを肝に銘じてきちっと答弁させてください。よろしくお願いします。

私がお聞きいたしますのは、1つは、町長が開かれた検討委員会の中でいろんな意見が出てくるんですけども、検討委員会というのは条例上とか、どういうところでの位置づけだったわけですか。それが1つです。子育て会議はわかるんですよ。子育て会議の諮問機関ですか。町長の諮問機関ですか。全くの何ら条例に位置づけのないところだったんでしょうか。1つは、その検討委員会の位置づけ、教えてくださいね。その検討委員会が出てきたことを、最大限に意見を子育て会議でも採用して2つに分けると言ってきたのが、70人を超えたら分けないといけないということだったんですよ。

そこでお聞きしますが、私は今、手元に議長が求めてくださったその2つの委員会の要約資料と保護者会の説明、指導員の説明の文書、持っているんですね。これ要約ですから、全部のことはわかりませんが、そこでこういうふうに言っていますが、これはクラブ指導員との意見交換会ですが、こう言っているんですよ。専門家から71人多いと言われたところであるので、71人でのプラザ西伯での学童運営はできないと思っていることを話しと言っています。ここで結論が71人多いと言われたところであるので、71人ではプラザ西伯、できないと言っているんですよ。ところが、私が、たった1回あった子育て会議、これ担当課の方も覚えていらっしゃるんですよ。子育て会議でこのことが論議になりました。委員の1人が、委員長が聞いたんですよ。これについてお答えくださいね。

委員長はどう言ったかというところでお聞きしますが、71人の内訳を教えてください。長期休暇は何人ですか。通年と長期で分けて幾らですかと、約半々の数字が出てきたんですよ。

それを受けて、またほかの委員がどう言ったかという、1つ教えてほしいのは、キャパが多過ぎるというのですが、何を基準にして言っているのか。71人という数字は、プラザ西伯のどこの面積を充てて基準だと言っているんですかという質問があったんですよ。

それに対してどのように担当課は答えになったか。これは私がお答えするよりも、町長が知っているとしますので、お聞きしたいと思いますので、それを聞いてから町長は答弁してほしいと思います。

中ではきちっと話ししていて、中身が70人を超えたら危ないと言っているのは検討委員会や子育て会議待つまでもなく、国が基準を40人だと言ってるんですよ。そもそもそれを最大限に使うのであれば、どうして去年、おとし、それを2つに分けなかったんですか。それを使ってプラザ西伯で2つに分けることができないということはないんですよ。そこへ出てきたのが検討委員会でもどこだかの大学の方が言っていましたよね。これも聞いてほしいと思うのですが、プラザ西伯の責任者が委員会に出てくる必要があるのではないかということも言われたんですよ。

なぜかという、児童館、ちょっと置いといて、キャパを、71人が今、プラザ西伯ができることの是非を含めてプラザ西伯があとどの程度使えるかも含めて、検討しなくてはいけないということをお話し合っているんですよ。そういうことを2つの委員会で話されておきながら、短絡的に71人多いと、こういうふうに分けつけない根拠はどこにあるのか。

ちなみに、1人当たり1.65平米で、70人の場合はプラザ西伯が、キャパがいっぱいというのどこを指して言っているのか。このことについてもお伺いしたいと思います。

3つ目です、町長。11月の26日の保護者の説明会には町長も出られたのではなかったですか。そこで、先ほど植田議員が聞いておられた、住民から、住民ですね、私は、保護者だけではなくて千数百の署名が上がったんだから、全住民に説明しないといけないことだと思ってるんですけども、町長、そこで保護者はこの夏休みにすみれ保育園を学童保育に使うことをよしとされましたか。12月議会の提案かけることについての意見は出ませんでしたか。これはきっとテレビでも保護者が聞いてるとしますので、町長、お答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長です。71人の内訳ということで、先ほど前年の内訳をお話ししましたそのようなことをお話ししております。キャパ多過ぎるということで、その71人をどこで決めたのかという御質問ですけども……（「そうじゃないでしょう」「それはわかっとる」「それはわかっている」と呼ぶ者あり）はい。（「それは数字が多いということだ」「それはわかっている」と呼ぶ者あり）国は一つの単位としておおむね40人ということをお話しして

おります。（発言する者あり）プラザ西伯の現在使われている、登録をしている部屋の大きさを1.65で割ると71になりますということは、委員会でも説明をさせていただきました。

それから、11月26日の会ですけれども、これは担当課だけで説明をしております。保護者の方々はよしとされましたかと、意見は出ませんでしたかということですが、これはいけないという意見もなかったです。夏休みだけをということで説明をいたしましたところ、具体的な質問は出ておりました。このことについて意見は出ませんでしたか、それで反対の意見はということでしたけれども、そこはございませんでして、今後、ほかの方にも意見をということもありましたので、文書で送付をして御意見があればということでお手紙を出しましたところ、今のところの反対の御意見は聞いておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、答えられますか。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長ございます。争点が71になっておりますけれども、私もことしから6年生までを放課後児童クラブで受けるようになって、受け入れ人数というのを今年の今ごろ、議論したことを覚えています。

その中で募集を昨年、12月になってからやったんですけれども、1月にふたを開いてみたら71名の方から夏休みにはそういう人数の募集、いわゆるしてほしい、夏休みの長期を何とか居場所をつくってほしいというニーズがあると。実態として、71人もの子供たちをあのプラザは受けられるのかということがあったんですけれども、指導員の皆さんとお話したところ、何とかしましょうというお話をいただいて、議会のほうに71名の定数の変更をお願いしたところで

す。

当時からそれが決している数字ではない、1つの集団として40名、それを2つの集団とするんだから、71も可なんだろうというぐあいには思っていましたけれども、それから今回、いろいろな多様な御意見も聞く中で、やはりあそこでは仮に2つに合わせても71というのは多いんだと、40ぐらいの1つのグループでやるところが限度ではないかというぐあいには思っています。しかし、これから募集しますので、町長が先ほど言いましたように、やはりプラザ西伯がいいんだと、今回定数も変更いたしません、71のまま。やはりプラザのほうがいいという御意見も当然想定されますので、その辺は募集を1回通させていただきます、状況をしっかり見させていただきませんか。

それと、もう一つは、法勝寺児童館に併設しますと放課後のほうが良いという方がおられるときに、いや、それは今、条例上はまだ裏づけはされていないというのでは、これは行政としては

余りにも無責任でございますので、今回提案させていただいた次第です。御理解いただきたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。検討委員会の位置づけということですが、検討委員会はいわゆる子ども・子育て会議の中で、専門家の意見も聞かせてほしいと。子ども・子育て会議で反対を主張される方があって、それではまとまらんということで、検討委員会、専門家の意見も聞かせてほしいということで、これは嘆願書が出たりする前からそういうことになっておりました。ですから、町長の諮問機関ということでもないと思ひますが、検討委員会で御意見をいただきまして、そういうものも参考にして、それから指導員の皆さんともお話しし、それから保護者の皆様にも町の方針をこういうことでどうでしょうかということ説明をして、最終的にそういう報告を受けて、町長としてそれではこうしようということの方針を出させていいただき、本議会で提案をさせていただくという運びになっておりますので、よろしくお願ひします。

それから、11月26日の保護者説明会には、私は出席をしておりません。先ほど副町長が申し上げましたように、やはり少し多過ぎるのではないかとということがあって、指導員の方からもリスクマネジメントというようなことについて不安な声が出されておまして、そういうことも配慮すれば、やはりこのオーバーした部分とか、あるいは夏休みだけの児童だけでだとか、そういう部分をすみれ保育園の児童館のほうで対応するというのは合理的な判断であろうと、このように考えて提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの検討委員会は子ども・子育て会議の中から出てきたので、いわゆる子ども・子育て会議のような諮問機関であるわけですね。子ども・子育て会議は、いわゆる支援計画立てるときにこういう会議が必要だよというようなことは法律と条例等で決められたんではないか、たしか。そこで話されたことですが、検討委員会は子ども・子育て会議の諮問機関のようなところだと。ここでも町長みずから言っておられたのは、意見は御自由に言ってください、決めるのは町ですからとおっしゃってましたよね。ということになれば、町長は検討委員会の意見、それから子ども・子育て会議での意見、それから保護者からの千数百を超える陳情、それから一個人からの嘆願書ありましたよね、それから職員からの要望書、これらは皆同等に町長、考えられたと思うんですね。その中で、先ほど言った70人がひとり歩きしていますが、先ほど課長が説明してくれたように70人を超えたらできないというのは、おっしゃった

プラザ西伯全体ではなくて、学童保育に使う部屋のみを登録された部屋御存じですよ。登録部屋のみの面積だったもんだから、子ども・子育て会議では非常にいい意見が出たことも御存じだったでしょうか。

こういう意見が出たんですよ。夏休みの間だけでも数が2倍ふえるので、プラザ西伯の2階を登録面積にしてもらえれば準用できるのではないかと。これに対して私は、子育て会議で聞いてどなたも異論出なかったし、あとは非常にいい案が出たとみんなが喜んでいたというふうに私は記憶しているわけですよ、町長のお耳に入ってるかどうかわかりませんがね。なぜそういうことになるか。

そこで町長にお聞きしますが、保護者が心配してるのは安全・安心の問題です。それが夏休みの子供に限ったところで安全・安心のリスクが低くなるわけではないんです。そこをどのようにクリアされて、そこですよ、安全・安心の問題。指導者に言えば、自分が責任持って学童保育の児童見れるかという問題の点から危惧の念上げたことに、今回の案はどのように応えているのでしょうか、町長。私、それが聞きたいんですよ。保護者は体を張って子供の安全・安心を願って署名してきたんです。小さな町で1,000幾つの署名集めてきたんですよ。それよりも大事な施策ってどこにあるんですか。それを聞かせていただけませんか。

もう一つは、となれば、2つに分けてプラザ西伯ですることも十分可能だということを専門家も含めて意見として出しておられたわけですよ。私は、子供の安全・安心を願う親の声にまさるものはないというふうに思うんですよ。プラザ西伯が壊れて使えなかったならともかく、それを町の施策として児童館をつくったばかりにこのようなことになるというのは、やはり一番避けなければいけないやり方ではないでしょうか、町長。その点考えて、住民が安心・安全の確保という言ってる点に夏休みの子供だけ行くということに対して、どのように対応して応えていくということをお答えになられたのかということをお教えしていただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。プラザ西伯の別な部屋を夏休み中だけでも使わせていただけないかという声が出たということは、要約筆記で承知をいたしております。ただ、プラザ西伯は御案内のように農業環境改善センターで、いわゆる放課後児童クラブにつくったものではございません。以前から言っておりますように、間借りをしておるわけでありまして。したがって、今の状態でも本当は目的外使用なんですけれども、そこは便宜を図って使っておるという状況であります。したがって、向こう側、上がって左側の部屋ですね、向こうの一室ぐらいは和室を残しておくと、今、子供が使っておりますからということにならないわけでありまして、

ここは御理解をいただかんといけんということでございます。

それから、安全・安心の問題ですけれども、これは本当に大事なことだと思います。決しておろそかにしているわけではございません。その指導員さんにお世話になっているわけです。指導員さんの中からリスクマネジメントという言葉を使ってなかなか難しいと、数が多過ぎるということをおっしゃいました。このことが私の胸に強く残っておりまして、やはりこの40人という国が示した数字ですか、基準、これは妥当な基準だなというぐあいに思っております。したがって、これを71人ですか、定員が。そこいっぱい詰め込んでこれでどうぞお願いしますということとは指導員さんが疲れると、リスクマネジメントを果たせないということですから、安全・安心に寄与しないわけでありまして。したがって、その部分を児童館のほうで引き受けていただくならば、これはリスクが分散されて安全・安心につながるのではないかと、このように考えたわけでありまして。そういうことでございますので、テレビを見ておられる保護者の方もあると思いますが、この間いろいろ御心配をかけておりまして申しわけなく思っておりますが、そういう観点から児童館のほうでも放課後児童クラブを夏休み中のみ開設をするという方針を打ち出しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳細は委員会で聞くにしたって、町長、私、ちょっと非常に聞きにくいことを聞くんですけども、これはやっぱり聞いとかないといけない。

署名が出てきました。指導員も子供に責任があるから現行のままいきたいと言っていました。ところが、その指導員たちが70人を超えたリスクマネジメントがあるから分けてほしいと言ったと、だから決断したということですか。そういうふうに言っているんですか。それを聞きたい。ずっと聞きたいのは、保護者たちがどういうふうにしたのかと出なかったからとおっしゃいますが、指導員たちの方々がということになれば、町長、あなたどういうことを言ってるかという、今まで分けることが問題だ、いろいろ言ってきたんだけど、この期に至っては指導員がそう言ったということですか。やってる指導員みずからが嘆願書等も上げたんですけども、その方々が2つに分けてほしいと言ったから分けるんだと、そういうことですか。そこですよ、私は…。そうなんですか。いつでしたっけ、私、ここにも持っているんですけども、指導員への話を持っているんですね。その指導員に話しするときにあなた方が、執行部が出されたのは70人ではいけないよと言ったと言ってるんですよ。そうでしょう。70人でいけないよと、検討委員会、子育て専門家が言ったんだ、だからするんだと指導員に言ってるんですよ。どう考えても非常勤で、正職員で組合もない職員に対して町長が出ていってそういうふうに言われたら、次、どうな

るかですよ。それをあなたが今、反対のことを言ってるんで、町、職員が70人できないからするんだと言ってるんですよ、そうですか。そこだけ聞いておきます。そういうこと言っているのかな。

○議長（秦 伊知郎君） 課長、いいですか。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長です。指導員さんとの意見交換会があったわけですが、このときに確かに指導員の中から指導員直接、71名は多いので2つに分けることはよいと思うという意見が出ました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第79号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑ありますか。（「委員会で聞きゃいい」「ありますよ、あります」「委員会で聞きましょう」と呼ぶ者あり）ありませんか。

次、行きます。（「あります。一般会計でしょ」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細かいことは委員会で聞きますので、町長にお聞きします。

1点目、がんばれふるさと寄付金事業、今回623万1,000円が増額されています。これはきょうの全協で、まちづくり事業について課長が報告に来られたとき、副町長からもちょっと考え方について説明されたのですが、従来からふるさと寄付金事業に入ってきた金額は全額基金として使い、これに対するお礼に使う費用については一般財源から出しているという点について、委員会でもいろいろ意見が出ました。町長、まちづくり会社つくることの是非は私もいろいろ意見があるんですが、それは置いて、ふるさと寄付金事業について、この寄附金を送ってくれた者に対する返礼の費用を全額一般会計で見ることについての是非ですね、町長は現時点でどのように考えていらっしゃいますかという点が1つ。

次は、予算書の18ページの保育園費のところ、ここではすみれこども園の人件費とひまわり保育園の人件費が出ています。ひまわり保育園の人件費がすごく減額になっていたんで、人数見たら正職員が1人減っているわけですね。これも保護者や住民からの声ですけども、町立保育園での正規職員が少ないのではないかと、そのことによる正規職員への負担も出ているのではないかと。これは民営化になるときに職員待遇の改善問題と正職員化すると言ってたんですけども、町立

保育園では保育士がふえていないのではないか。このままではさらに民営化の道に行くのではないかというふうに住民に言われたんですけども、町長、この原因はちょっと委員会で聞くとして、町立保育園に正規職員が少ないと言われてることについて、どのように改善していこうとしているのかについてお聞かせください。

次は、22ページのカントリーパーク駐車場整備事業ですが、これは、このカントリーパーク駐車場整備事業というのは土地開発公社が持っていた土地のことではないんですか。もしそうであるならば、ここに一般財源を使うということになれば説明が要るのではないかなと思うんですが、どうかという点。

次は、あいのわ銀行だ。どこだったっけ……。済みません、申しわけございません。17ページのあいのわ銀行で、14万5,000円の増額になっているですよ。これを詳しいことは聞くとして、説明資料によったらお金が足りなかったと言ってるんですね。今、町民の中からは、あいのわ銀行にためた点数が記録点数の人には商品券等が返ってきてるんだけど、大口の方ですね、預託点数を受けた方はアンケート等でどのような返し方がいいのかと聞かれたんだけど、現在返ってきていないんだということを指摘があったわけです。予算書を見て、予算が足りなかったからこうなったのかなと思ったんですけども、返す予定ですね、一説には今まで聞いていた内容と違う、商品券か何かと言ったんですけども、例えば町内の施設の利用券等もやっているとか、そういうことあったんですけど、それ説明が要ると思うんですよ。少なくともこれは住民にかかわることですから、ここで説明していただきたい。それから、おくらしている理由についても説明していただきたいということです。

それから、住民から意見が上がっているのは法勝寺電車の問題です。今回、補正予算として金額上がっています。この際、新聞には6,000万でしたっけ、7,000万でしたっけ、その金額で法勝寺電車ができたと。そういうことも知らなかったという意見と、場所も含めて住民の声を聞いたのかという意見もあります。歓迎される一方で、私は、町政の責任はそういう住民の声に謙虚に応えて答弁していくことだと思います。この際、法勝寺電車が帰ってくるに至って、これまでかかった経費等を全額一覧表にして出していただきたい、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。私からは、ふるさと寄付のことについて御説明いたします。ここの場で真壁議員から前回、12月議会だったでしょうか、質問があって、ふるさと寄付の必要経費の部分を収入の中から、いわゆる寄附いただいた分の中からお返りする分が、それが正当ではないのかという御意見がございました。私も前向きに考えるという、ここで答弁をさせ

ていただきました。

実態から申しますと、昨年、約3,100万円ぐらいの御寄附いただきましたけども、それには当然、人件費であったり、郵送料であったり、お礼の品物が約50%ありますので、全てトータルしますと約69%ぐらいかかります。ですから、1万円寄附いただくと現実には6,900円の経費がかかる。ですから、3,100円が真水部分の寄附ということで、町がそのお金を使って、その方の現在もいろいろな桜を守るであったり、文化財を守るであったり、いろんなテーマで決めておりますけども、そういうことに使えるお金だろうというぐあいにも思っています。このあたりをしっかりと整理をするためには、現在は3,000万円ぐらいですけども、町としましては20%までは、これまでの2倍寄附が可能になったということ、さらには企業の寄附もできるということを想定すれば、まだまだ今後、この寄附行為というのは将来に据えてふえていく可能性を持ってるというぐあいにも思います。そういう面からすれば、一般財源を片方ではそういう69%の一般財源を用意しながらし続けるというのは、どこかで限界が来るという部分に来ておられると思いますので、この辺を、収支の辺をきちんと分けたほうが、一つの袋の中でやったほうがいいのではないかとこのぐあいに現在思っておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。法勝寺電車の関係でありますけども、現在まで6,000万という真壁議員さんの御指摘がありましたけども、保存修理に係る経費であるとか、今回建屋を建てましたけども、建屋の経費、あと輸送に係る経費等でございますので、また委員会のほうで資料を提出させて、説明のほうをさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長の山口でございます。あいのわ銀行の御質問を頂戴しました。

今回、補正で14万5,000円させていただいておりますが、この補正の額につきましては1回、社会福祉協議会のほうから過去のこの点数ですね、人数、報告を受けておりましたが、精査したところ足りない額が生じたというところがございます、そこは少し甘かったなということがございます。預託点数、記録点数、それぞれございますけども、中の商品券等々でございますが、こちらの内容につきましては運営委員会のほうを開きまして、こちらのほうで諮らせてもらって高島屋の商品券ですとか、これ車が来ますのでそういったものを加えたとか、しあわせの利用券ですとか、そういった中身につきましても委員会のほうでお諮りさせてもらって、記念品の内訳、種々の内訳について決めたところがございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。保育園の委託に出したときの考え方なんですけども、非常勤職員が非常に多くなって40人ぐらいになりまして、本議場でもそういう格差のある賃金体系というようなことでいつまでやるだかというお話もいただいてまいりました。思い切って伯耆の国のほうへ委託する、そのかわり身分も一緒に移管して正規職員として対応させていただくということで、御理解をいただいて進めてまいったわけでありまして。その折の一つの考え方として、いわゆる民間でできるような保育については民間にお世話になったほうがいいのではないかと、ということをお答えをいたしております。

じゃあ、公立保育園は何するのかということですが、やはり障がい児だとか、ちょっと手のかかるような保育については公的責任を果たしていくほうがいいのではないかと、こういうことをお答えをさせていただきます。

そういう一つの考え方で、民間でできるところは民間にということで、2園についてとりあえず指定管理という形で、同時に課題であった非常勤職員の待遇改善もセットで図ったということなんですけれども、そうは言っても地域的なこともあります。例えばひまわりのほうにおられるお子さんはひまわりのほうに通いたいという、そういう地域的なこともあって、その後、どんどん仕分けをして公的保育で果さなければならない保育園はここというようなことが残念ながら進んでおりません。したがって、そういうことで状況眺めといったところになっております。

どんどん町立保育園の保育士を充実させようと思っても、現実問題として保育所の保母さんぐらい今、確保しにくい職はないわけでありまして。大体、2.26倍ぐらいですか、求人倍数というのが。これを民間の保育園と奪い合うわけでありまして、加えて西部町村会の公務員試験と、資格試験というものを受けなければいけないわけですが、なかなか残念ながら合格者がいないというような状況で、理念としたところと実態というものは若干乖離しておりますけれども、今の状況ではそういうことを見ながら進めておるということでありまして。思うようにまだいってないということでありまして。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。カントリーパークの駐車場の件でございます。御存じのとおり、もともとあそこは町有地でございます、そこに公社で残土処分をしまして。完成断面ができましたので、一部駐車場の用途を早く供用改修したいということで一般財源を投入したものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも町長、副町長が委員会出てこないから言うんですけども、カントリーパークの駐車場についていえば、かかった費用で全部見ますよと言ってきた部分もあるので、一般会計を使うときにはちゃんと説明せんといけんのと違いますか。そういう約束でしたよね。かかるときに今後、そこをなべて計画するときはどうするのかということも含めて、なし崩しになったらいけないなと思いますので、委員会でカントリーの駐車場をするに当たって、現状での報告もしてくださいということです。それも答弁、委員会をお願いします。

次、あいのお銀行については住民が言ってるのは、この4月に一旦返しますよと言ったんだけどまだ戻っていないと、大口が、それについてのちょっと説明していただけませんか。今、おくられている理由ね、それ言ってやってください。みんな心配してるんですよ。それを役場が言えば安心すると思いますので、返さないわけじゃないわけでしょ。どういうことでおくられているのか、理由を言ってください。

それから、保育園の人事については町長も御存じのように、私、十数年間4園あるときに保育士をどうしてふやさないのかと、保育士がいない、いない、いない、いないと言って、どんどん非正規雇用がふえて民営化になったんですよ。みんなはそれを心配してるんですよ。今、2つ民営化したんだけど、町長は民営化も一つの方法かと思っている。保育士は欲しいけどいない、いないと言いながら、そのときと同じ状況になってきている。そうですね、実際は現場で働く正職員も非正規職員も同じような仕事をしながらどちらも大変。

お聞きしたいのは、欲しいと思うけどいない。町長、今の段階で保育士が幾ら足りないわけで、何人欲しいわけですか、それを住民に明らかにしませんか。待遇も改善しないといけないかもわかりませんが、町とすれば、町長、おっしゃってるように、何年か前になし崩し的に非正規雇用に広げて民営化に持っていくのではなくて、少なくとも2つの、町の園についてはそれなりの対応をしたいということで、どれぐらいの保育士が今必要としているということをちょっとおっしゃっていただけますか、みんな必死で探しますけん。それを聞かないと、以前と同じようにこう言いながら全部民営化になっちゃうのかなと思うのも、これごく当然なんで、なぜかといったら、あなたがやってきたことだから。それをちょっと説明していただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。おくられている理由でございますが、先ほど申しましたようにちょっと精査に少し時間を要してしまったこと。

それと、振興券の内容につきまして、最初は商工会を絡めて地域振興券のようなことで、そういった構想だったんですけども、商工会議所とも連携がちょっとうまくいってなくてそれがち

よっと難しくなりました、結果的にクオカード、まるごととか、そういったようなここをまた再度調整して運営委員会で諮って決めたわけなんですけども、ここの保有点数に応じた記念品の額というのがようやく整理できまして、今、発送のほうをしてるところでございます。本当にそこは申しわけなく思っております、遅くなって。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。出産だとか病気だとか、さまざまな理由で休んでおられる方についての非常勤というものがある、それから障がい児などの場合に加配というようなことで対応しなければいけないというようなので、特別に非常勤でお世話になるというような人がずんずんふえておるといってございまして、特殊な要因に応じてそういう対応の人がふえておるといってございまして。

先ほどるる申し上げましたけれども、2園の指定管理をお願いするときに公的保育というものを果たす。これはいわゆる直営施設で、正規職員できちんと対応すべきだということを言ったわけですが、さっきも言いますように理念はよかったかもしれないけれども、なかなかそういうことにならないと。

例えば障がいのある児童などが入園してまいりますと、本当はそういう子供たちを集めて公的にそこがきちんと役場の直営保育園で対応するというようなことを考えたわけでありましてけれども、さっきも言うように現実的には4つに分かれていて、それぞれの園で障がいがあったりすればそれぞれの対応をしているというような状況の中で、まだ進んでいないということを申し上げました。

正規の職員については、私は、ほぼ充足しているだろうというように思っております。さっきも言うように、産休だとか特別な対応に非常勤職員をお世話になっておるといってございまして。去年もことしも保育園の募集はいたしておりません。ことしは申し込み状況などから、今のすみれ認定こども園、若干足りんようになりまして、伯耆の国のほうから研修という名前で来ていただいて対応しておるといってございまして、これが恒久的に続くというようなことでもないわけでありまして。ですから、繰り返しになりますけれども、公的保育をきちんと果たすためには正規な職員できちんと対応したいというように思っておりますが、そういうことになれば園を一定程度決めて、私は、そういう役割を果たしていくべきではないかと思っております。そういう手のかかる部分については、行政できちんと対応する。そうでない部分は、民間でお世話になれる部分は民間でお世話になればいいと、このように考えておりますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間とりたくないんですが、町長、先ほどの保育園の保育士の答弁では、委員会ではすみれ保育園に伯耆の国から派遣してくる理由は、研修で認定こども園を勉強するということだったんですよ。（「そういう名目だ」と呼ぶ者あり）そうですね、そういう名目で委員会でも本当のことを言わないで3人を派遣したんですけども、町長、これって公的な職場に人が足りんからといって民間から3人派遣しておさめている。これ本当はやったらいけんことじゃないですか。本来であれば、職員採用せんといけないんです、足りなかったら。そういうことをしているから、周りから見たら保育園の保育士をふやさないでこのままどんどんいけば、また民営化になるんじゃないかとみんな心配するんじゃないですか。

今も聞いて、ちょっと私も驚いてたんですけども、前の議員がそれは言いわけだと言ったけど、そんな議会でそういう説明したらいけません。委員会、本会議で、本会議の係る予算を審査する議会の中で、町長、いみじくも言ったと思いますが、人が足らんかったから持っていったんやと、そのこと聞きましたよ、私たちも。問題になったんですよ。それをして、だから足りんことは募集してないんだということは、私は本来、町政のあり方としてやったらいけないことだし、きちっと募集すべきで、少なくとも今回3人足りないのであれば、3人募集しなけりゃいけなかったということではないでしょうか。そういうことをきちっとやってほしいということなんです。いかがですか。おらへんというのであれば、それは次の問題ですよ。いないというのであれば、何らかの形していかないとはいけません、今の形であれば本当に住民やみんなが心配するようなことになっていきかねないと、町長、それでもいいと思っているのかと、ですよ、そういうことになってきませんか。少なくとも人が足りないからといって伯耆の国から人を持ってくるようなことをして、穴埋めするようなことをしてはいけません。公立の保育所できちっと採用して、待遇も保障していくと、それが町としてのあり方ではないのかという点についてどうお答えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 同じ仕事をすれば同一賃金だというのが基本的な考え方でございますから、正規職員がいる職場にそうでない職員が入って賃金格差を受けながら同じ仕事をするというのは、余り好ましいことではないというように考えております。先ほどの件についてはそういうことを思いながら、今、緊急、やむを得ない措置として子供を受けないというわけにいきませんので、対応させていただいております。

先ほどから言うように、公的保育というのをどこまでやるのかということ議論せんといけん。全体的に子供の数がどんどんどんどん減ってますから、少子化で。そういう状況の中で職員

をどんどん正採用して対応していくというのは無理があります。したがって、公的保育とそうでない部分をはっきりさせて、これ以上どんどんやっていけば、議論していけばそういうことになっていくと思います。今、ちょっと曖昧なところになって、私もそこをはっきりしてこんかったなと反省しておりますけれども、公的保育をどこまでやるのか、どの園でどこまでやるのかということをはっきりさせれば解決していくんだらうと思います。

民営化をどんどんするというをおっしゃいますけれども、基本的にはさっきも言うように、民間でできることはやってもらえばいいのではないかと考えておりますので、その方向は変えておりません。ただ、今、1園に集めれば多過ぎる、2園では若干足りなかったという状況ですので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私も今の保育園の関係でお尋ねしますが、町長は民間にできるところは民間にという方向性を初めて出されたんだと思うんですよ。（発言する者あり）いやいや、公的保育を2園をやりながら、だから、じゃあ、ここではっきりしたのは、方向としては具体的におっしゃいましたよね。障がい児とか、そういう手のかかる子供を公的保育として検討して、そこに集約していくという方向を考え方として、今、示されたわけですよ。私は、大問題だと思うんですが、今、子ども・子育て会議もそういうことを根本的に、この南部町の将来を背負って立つ子供たちをどう育てていくべきかという保育の問題も、教育とあわせてまちづくりの大きな柱なんですよ。そこに対して、民間にできるところは民間にということを進めていくんだということを明言されたわけですね、その確認です。それで、それは町長の考えかもしれませんが、今、子ども・子育て会議が南部町の子育てのあり方を検討を進めている最中ですよ。そこに重要な問題提起を町長はされたので、専門家の立場から十分意見を聞いてもらうべきだと思うんですけど、当然だと思いますが、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、初めて聞いたようなことをおっしゃいますけれども、この指定管理にお世話になるそれよりも随分以前に、たしか仲田議員だったと思います。仲田議員のほうから保育園の指定管理、民間委託について御質問をいただきまして、そのときに先ほど申し上げたようなことを答弁をいたしております。植田議員もおられました。ですから、議事録読んでみていただければわかると思いますけれども、そういう方針を打ち出して、今、新たに言ったことではありません。そのときに言っております。それで、2園について指定管理し

たわけですけれども、さっき真壁議員にお話ししますように、公的な責任で果たす保育というものについての検討が進んでおりませんで、ちょっと私も怠けておったなと思いますけれども、そういうことだということで御理解をいただきたいというように思います。今、新たにそういうことを急に打ち出したわけではございません。そういう背景で、2園についての指定管理をお世話になったということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 民営化の発端は、身分の臨時職員がふえてきたと。これを正規職員で全体を今の財政上の問題としてなかなか解決ができないので、その臨時職員を伯耆の国の正規職員になってもらうことによってより増しというか、そういう考え方で進んできたんだと思うんですよ。公的保育の責任というのは、そういう中ではあんまり議論になってなかったと私は思っております、本当は保育士さんという大切な仕事をしてもらっておる人が安定した身分で、正職員で全部やれば、これは最高なんですよ、そこが理想なんですよ。それを人件費を削って、削って、削ってね、安くできれば万々歳みたいなそういう議論は、私は、まちづくりにとって大問題だと思うんですよ。だからこそ子ども・子育て会議で十分練ってもらって、町長の考えも専門家の方々の意見を聞いて、十分民営化が何でもオーケーだというような話に短絡的に持っていくようなことは、私は、南部町の将来にとって悲劇的だと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（発言する者あり）（「そんなことない」「答弁が要ります」と呼ぶ者あり）

少し答弁してやってください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういうことを言っておりませんので、勝手にそういう物語をつくらないでいただきたいと……（笑声）このように思います。

確かに非常勤職員が40名ぐらいにたしかになったと思います。そういう人、状態が異常だという御指摘をこの本会議でも何度も受けて、思い切ってそういうことをやったわけでありましたが、正職員になっていただくということでやったわけですが、その折にただそれだけではなかったわけです、そのことだけではなかった。議事録を読んでいただければわかると思います。

ども、公的保育の責任というのは放棄してはいけんということを言っております。何が公的保育なのかというイメージは私なりには持っておりますけれども、公的保育の責任は放棄してはいけんということをそのときにはっきり申し上げておりますので、責任の部分はきちんと果たす。ただ、民間でやれる部分についてはお世話になるということをお願いして進めてまいりましたので、誤解がないようによろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 80 号、平成 27 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 81 号、平成 27 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いていきます。

議案第 82 号、平成 27 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いていきます。

議案第 83 号、平成 27 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、明日 8 日は定刻より本会議をもちまして一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後 4 時 23 分散会
